

## 軽自動車にかかる税金について

### ◆環境性能割の廃止、名称が「軽自動車税」に変更

軽自動車税（環境性能割）とは、税政改正により、令和元年10月1日自動車取得税廃止に代わり創設されたもので、新車・中古車問わず取得価格が50万円を超える3輪以上の軽自動車を取得した場合に、その車両を取得した方に課税される税金をいいます。

このたび令和8年度の税制改正により、軽自動車税（環境性能割）については、令和8年3月31日をもって廃止となりました。

廃止に伴い、令和8年4月から、軽自動車税（種別割）の名称は、軽自動車税に変更されました。

※車検証（記録事項）にある「使用の本拠の位置」が日南市の住所になっていれば、所有者、使用者の住所が市外であっても日南市の軽自動車税がかかります。

### ◆軽自動車税の税額

★原動機付自転車・オートバイ・小型特殊自動車

（単位：円）

車 種 区 分		税 額	
		H27年度まで	令和8年度
原動機付自転車 (バイク)	総排気量が50cc以下 または 定格出力が0.6kw以下	1,000	2,000
	総排気量が125cc以下で 最高出力が4.0kw以下		2,000
	定格出力が0.6kw以下のもの		2,000
	総排気量が50ccを超え90cc以下または 定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの	1,200	2,000
	総排気量が90ccを超え125cc以下または 定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの	1,600	2,400
	ミニカー	2,500	3,700
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクターやコンバインなど）	1,600	2,400
	特殊作業用車（フォークリフト等）	4,700	5,900
二輪の軽自動車 (オートバイ)	125ccを超え250cc以下（側車付のものを含む。）	2,400	3,600
二輪の小型自動車 (オートバイ)	250ccを超えるもの	4,000	6,000

## ★軽自動車（四輪以上及び三輪）

（単位：円）

H28 年度改正					
車 種 区 分			初度検査年月 ※1		
			H27.3 月まで （旧税率）	H27.4 月以降 （新税率）	13 年経過 （重課税率）※2
三 輪			3,100	3,900	4,600
四 輪 の 軽 自 動 車	乗 用 （5ナンバー）	営 業 用	5,500	6,900	8,200
		自 家 用	7,200	10,800	12,900
	貨 物 （4 ナンバー）	営 業 用	3,000	3,800	4,500
		自 家 用	4,000	5,000	6,000

## ※1 初年度検査とは

新車登録をする際の検査のことをいい、軽三輪と軽四輪については新規検査（新車）の実施年月で税率を判定します。最初の新規検査年月は自動車検査証の「初年度検査年月」に記載されています。

## ※2 重課税率適用内容

初めて車両番号の指定を受けてから **13 年を経過した**三輪以上の軽自動車：おおむね 20%重課税率が適用されます。

・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被牽引車を除く。

令和 8 年度は、平成 25 年 3 月以前に初年度検査を受けた軽自動車に重課税率が適用されます。

【例】 昨年度までは 7,200 円の税額だった軽乗用自家用車の税額は令和 8 年度から 12,900 円になります。

## ◆軽自動車税の軽減（グリーン化特例）

グリーン化特例は、次の適用期間内に初めて新規検査を受けた三輪・四輪のうち、一定の環境性能を満たす車両について、登録の翌年度分のみ軽自動車税の税率が軽減される特例措置です。

令和8年度税政改正により、グリーン化特例のうち概ね75%軽減については、令和9年度及び10年度の軽自動車税にも適用されることとなりました。

なお、概ね50%軽減については、令和8年度税制改正において延長されなかったため、令和8年度をもって終了となります。

【適用期間】 令和8年4月1日～令和10年3月31日

対象・要件等		特例措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合）</li> </ul>		概ね75%軽減
※1 ガソリン車	平成17年排出ガス規制 NOx75%低減 または 平成30年排ガス規制50%低減	令和2年度基準達成かつ 令和12年度燃費基準90% 達成車  概ね50%軽減 営業用乗用車のみ

グリーン化特例（軽減税率）		
車種区分（総排気量等）	75%軽減	50%軽減 ※1
四輪以上（660cc）の乗用車【自家用】	2,700円	対象外 ※2
四輪以上（660cc）の乗用車【営業用】	1,800円	3,500円
四輪以上（660cc）の貨物車【自家用】	1,300円	対象外 ※2
四輪以上（660cc）の貨物車【営業用】	1,000円	対象外 ※2
三輪（660cc以下）	1,000円	2,000円

※1 令和8年度までの適用

※2 対象外の車両は標準税率が適用